

財団法人東京都農林水産振興財団

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業が、その目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査対象の概要

1 事業の内容

（1）事業の概要

財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）は、平成3年3月に「財団法人東京都農林水産後継者育成財団」及び「社団法人東京都野菜価格安定資金協会」を統合して設立されたものであり、平成10年4月には、「財団法人東京都森林整備公社」と統合している。財団は、都市と調和する農林水産業の振興と潤いと活力ある都民生活の向上に寄与することを目的として、主として次の事業を行っている。

- ア 農地保有合理化促進事業
- イ 農林総合研究センターの管理運営業務
- ウ 分収林事業
- エ 都行造林事業
- オ 栽培漁業センター事業

（2）都との関係

都は、財団に対して、農地保有合理化促進事業等の補助事業に平成16年度2億6,615万余円、平成17年度3億2,117万余円を補助している。また、就農支援資金貸付金の原資及び分収林事業の資金として平成16年度5,039万余円、平成17年度5,022万余円を貸し付けている。更に、農地保有合理化促進事業強化基金へ3億円を出えんしている。

なお、都は、新たな事業として平成17年度から、東京都農林総合研究センター（旧農業試験場、旧畜産試験場、旧林業試験場）の管理運営業務を委託しており、これを含めた委託料総額は、平成17年度15億7,894万余円となっている。

また、都は、財団に対して、東京都監理団体として指導・監督を行っている。

2 組織

財団は、事務所を立川市富士見町三丁目8番1号に置き、役員19名（理事長1名、副理事長2名、理事13名、監事3名）（うち非常勤役員17名）及び職員131名（うち都派遣職員122名）で、2部（事務局・研究センター）11課（室・科・場）をもって構成されている。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成16年度及び平成17年度の事業を対象として実施した。

2 実地監査期間

(1) 産業労働局 平成18年10月6日及び同月25日

(2) 財 団 平成18年10月10日から同月24日まで

第4 監査の結果

1 財団の運営について

財団の運営は、一般会計（別表1）と強化基金会計（別表2）など8会計をもって処理されている。

一般会計では、東京の農業の担い手を確保育成する事業等を都から補助金を受けて行っており、就農希望の青年等に対し、都からの借入金を原資として、就農支援資金等の無利子貸付事業を実施しているほか、農林総合研究センター管理運営業務、都行造林事業、栽培漁業センター事業等を都から委託を受けて行っている。

また、強化基金会計では、農業の経営安定対策事業としての農地保有合理化促進事業を都からの補助金と出えん金の運用収入により実施しており、畜産振興会計では、畜産物価格安定対策事業を都の補助金を受けて行っている。分収林会計では、山林所有者との分収契約に基づく森林管理を都からの補助金と借入金により行っている。なお、都民基金会計では、都民が森林及び林業に理解を深めるための事業を、三者分収林会計では、山林所有者に出資者を加えた三者分収契約に基づく森林管理を、緑の募金会計では、緑化推進事業を、奥多摩共生の森会計では、森林造成事業を、それぞれ都民の協力を得て行っている。

2 財政面から見た都との関係

財団の平成17年度の各会計に係る収入の状況は、表1のとおりとなっており、8会計の収入合計は24億9,508万余円である。そのうち、都からの収入は、19億5,367万余円であり、財団の収入に占める割合は78.3%となっている。

都からの収入のうち一般会計分は、19億1,774万余円であり、委託料収入が15億7,894万余円、補助金収入が3億833万余円、借入金収入が3,046万余円となっている。その他の会計の収入については、強化基金会計の収入が、都からの補助金収入と都が出えんした基金（3億円）の利息収入とで1,250万余円となっている。また、畜産振興会計では、都補助金収入が314万余円であり、分収林会計では、都借入金収入が1,975万余円、都補助金収入が53万余円となっている。

(表1) 財団の各会計に係る収入の状況(平成17年度)

(単位:千円)

項 目	8会計合計	一般会計	強化基金会計	畜産振興会計	分収林会計	都民基金会計	三者分収林会計	緑の募金会計	奥多摩共生の森会計
収入額	2,495,083	2,267,282	25,680	22,582	103,260	34,024	14,398	75,378	4,469
都からの収入 (割合%)	1,953,678 (78.3)	1,917,745 (84.6)	12,500 (48.7)	3,144 (13.9)	20,289 (19.6)	()	()	()	()
委託料収入	1,578,944	1,578,944							
補助金等収入	321,171	308,335	9,158	3,144	534				
借入金収入	50,221	30,466			19,755				
基金利息収入	3,342		3,342						
他の収入 (割合%)	541,405 (21.7)	349,537 (15.4)	13,180 (51.3)	19,438 (86.1)	82,971 (80.4)	34,024 (100.0)	14,398 (100.0)	75,378 (100.0)	4,469 (100.0)
支出額	2,334,290	2,164,619	11,644	22,582	103,208	14,693	12,606	56,278	652

8会計合計欄の額は、会計間の繰入があるため、各会計を合計した額と一致しない。

3 補助事業について

平成16年度及び平成17年度における財団の補助事業の実績等は、次のとおりである。

(1) 運営費補助事業の実績等

財団は、都から人件費及び管理事務経費に係る運営費補助を受けて、財団運営を行っており、その実績等は、表2のとおりとなっている。

(表2) 運営費補助事業の実績等

(単位:千円)

事業名 (補助要綱名)	事業の概要	補助対象額	補助額	補助率
	実績等			
1 財団運営 (財団法人東京都農林水産振興財団補助金交付要綱)	都市と調和する農林水産業の振興とるおい 活力ある都民生活の向上に寄与する事業			
	平成16年度 管理費(人件費) 140,925千円 専務理事等19名 運営費(管理事務経費) 66,016千円 事務経費、新財務会計システムの構築等、 事務室の移転経費	平成16年度 206,941	平成16年度 206,941	補助対象 額の 10/10 以内
	平成17年度 管理費(人件費) 254,959千円 理事長等31名 運営費(管理事務経費) 38,660千円 パソコン等のリース料等	平成17年度 293,619	平成17年度 293,619	

(2) 事業補助の実績等

財団は、都から事業補助を受け、 青年農業者確保育成対策、 農地保有合理化推進事業、 野菜供給確保対策、 畜産物価格安定対策事業、 林業労働力対策、 分収林事業の推進の各事業を行っており、平成16年度及び平成17年度における実績等は、表3のとおりとなっている。

(表3 - 1) 事業補助の実績等

(単位：千円)

事業名 (補助要綱名)	事業の概要	補助対象額	補助額	補助率
	実績等			
1 青年農業者確保育成対策 (東京都青年農業者確保育成推進事業費補助金交付要綱)	東京の農業の担い手を確保育成するために、東京都青年農業者等育成センターが行う就農支援活動等の事業			
	<p>平成16年度 就農支援企画会議の開催1回 ホームページによる広報、冊子の作成、調査 就農相談活動 44件 就農促進会議の開催1回、アンケート調査140名、農林水産技術交換大会参加134名 就農支援資金貸付審査会2回 人件費1名</p> <p>平成17年度 就農支援企画会議の開催1回 ホームページによる広報、冊子の作成 就農相談活動 75件 就農促進会議の開催1回、実態調査47名、農林水産技術交換大会実施参加人員126名 就農支援資金貸付審査会2回 人件費1名</p>	平成16年度 11,710	平成16年度 11,710	補助対象額の 10/10 以内 (うち 国1/2 以内)
2 農地保有合理化推進事業 (東京都農地保有合理化事業費補助金交付要綱)	効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農業経営規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進する事業			
	<p>平成16年度 推進協議会開催7回・現地調査相談等27回 大島町、三宅村、八丈町 農用地貸借事業 11件 817a 農地保有合理化事業 売り渡し2件 39a 一時貸付1件 35a</p> <p>平成17年度 推進協議会開催10回・現地調査相談等60回、大島町、三宅村、八丈町 農用地貸借事業 12件1,224a 農地保有合理化事業 一時貸付1件 35a</p>	平成16年度 9,042	平成16年度 9,042	補助対象額の 10/10 以内 (うち 国6/10 以内)
		平成17年度 9,158	平成17年度 9,158	

(表3-2) 事業補助の実績等

(単位：千円)

事業名 (補助要綱名)	事業の概要	補助対象額	補助額	補助率	
	実績等				
3	野菜供給確保対策 (東京都野菜供給確保対策事業費補助金交付要綱)	都内産野菜で市場占有率が高く、都民消費に重要な地位を占める、ほうれんそう、こまつな、キャベツ、だいこん、カリフラワー、ブロッコリー及びにんじんを対象に、その再生産を確保し、供給の安定を図るため、野菜価格の低落時に価格差補給金を交付する事業			
	平成16年度 32,720千円 こまつな 46千円 カリフラワー 1,332千円 ブロッコリー 1,364千円 キャベツ 24,852千円 にんじん 3,366千円 ほうれんそう 129千円 だいこん 1,631千円 平成17年度 1,306千円 こまつな 116千円 カリフラワー 3千円 ブロッコリー 111千円 キャベツ 956千円 にんじん 31千円 ほうれんそう 48千円 だいこん 41千円	平成16年度 125,789 平成17年度 4,798	平成16年度 32,720 平成17年度 1,306	補助対象額の 7/15以内 国1/3以内 1/4以内 国1/2以内	
4	畜産物価格安定対策事業 (東京都畜産振興総合対策事業費補助金交付要綱)	畜産の安定的な発展と畜産経営の体質強化を図るため、肉用子牛販売価格の低落時に生産者へ補給金を交付する事業			
	平成16年度 3,122千円 肉用子牛生産者補給金 250千円 嘱託員人件費 2,872千円 平成17年度 3,144千円 肉用子牛生産者補給金 239千円 嘱託員人件費 2,905千円	平成16年度 3,873	平成16年度 3,122 平成17年度 3,144	補助対象額の 1/4以内 国1/2以内 10/10以内	

(表3-3) 事業補助の実績等

(単位：千円)

事業名 (補助要綱名)	事業の概要	補助対象額	補助額	補助率	
	実績等				
5	林業労働力対策 (林業労働力対策事業費補助金交付要綱)	林業就業者及び新規参入者の定着を促進するため、リーダー養成研修等の事業			補助対象額の
	平成16年度 1,900千円 林業機械技術研修等9名 652千円 業務指導 348千円 宿舍借り上げ補助 900千円 平成17年度 1,700千円 林業機械技術研修等6名 581千円 業務指導 119千円 宿舍借り上げ補助 1,000千円	平成16年度 1,900	平成16年度 1,900	10/10以内 (国1/2以内)	
6	分収林事業の推進 (分収林整備高度化事業費補助金交付要綱)	自ら森林の管理ができない山林所有者に代わって、分収契約に基づき森林管理を行う事業			補助対象額の
	平成16年度 森林調査等 46ha 平成17年度 森林調査等 35ha	平成16年度 1,445	平成16年度 720	1/2以内 (国1/2以内)	
計		平成16年度 153,759	平成16年度 59,214	-	
		平成17年度 32,350	平成17年度 27,552		

4 都からの借入金による事業について

財団は、都からの借入金を原資として貸付を行う就農支援資金貸付事業と、都からの借入金により森林管理を行う分収林事業とを行っており、平成16年度及び平成17年度における事業の実績等は、表4のとおりとなっている。

(表4) 都からの借入金による事業の実績等

(単位：千円)

事業名	事業の概要	平成16年度 借入額	平成17年度 借入額
	実績等	(年度末借入金残高)	(年度末借入金残高)
1 就農支援 資金貸付 事業	就農希望の青年等に対する、研修資金・就農準備資金・就農施設等資金の無利子貸付事業		
	平成16年度 26,000千円 研修資金 2,000千円 就農準備資金 0千円 就農施設等資金 24,000千円 年度末貸付金残高 75,393千円 平成17年度 20,151千円 研修資金 600千円 就農準備資金 2,000千円 就農施設等資金 17,551千円 年度末貸付金残高 75,145千円	21,372 (89,307)	30,466 (119,773)
2 分収林事 業	自ら森林の管理ができない山林所有者に代わって、分収契約に基づく森林管理を行う事業		
	平成16年度 29,019千円 分収林取得費 5,597千円 農林漁業金融公庫借入金利子償還 3,995千円 森林保険料 1,133千円 造林費 16,593千円 森林測量費 1,701千円 平成17年度 19,755千円 分収林取得費 4,339千円 農林漁業金融公庫借入金利子償還 3,769千円 森林保険料 1,317千円 造林費 8,698千円 森林測量費 1,632千円	29,019 (1,238,841)	19,755 (1,258,596)
計		50,391	50,221

5 都の出えん金等による強化基金造成事業について

財団は、都の出えん金（3億円）等を基に強化基金を造成する事業を行っており、平成16年度及び平成17年度における事業の実績等は、表5のとおりとなっている。

（表5）都の出えん金等による強化基金造成事業の実績等

（単位：千円）

事業名	事業の概要		平成16年度 運用益	平成17年度 運用益
	実績等			
1 強化基金造成事業	農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化を図るため、基金を造成する事業		2,371	3,342
	平成16年度 管理経費	2,000千円		
	年度末基金残高	3億円		
	平成17年度 管理経費	2,000千円		
	年度末基金残高	3億円		

以上補助事業等について述べてきたが、実績報告書・総勘定元帳・契約関係書類を中心に監査を行った結果、別項指摘事項を除き、事業はその目的に沿って適切に行われている。

6 指摘事項

（1）局

ア 給水装置を適正に使用すべきもの

青梅畜産センター（旧畜産試験場）では、牛、豚、にわとりなどの飼育に使用するため井戸水の配管を場内にめぐらしている。

ところで、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条第1項第6号では、給水装置の構造は、「当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。」としている。

しかしながら、「乳牛の搾乳舎」の水道管を見たところ、水道管と井戸水の配管とが直接連結されており、不適正な状況が認められた。

局は、直ちに水道管と井戸水の配管との直接連結を取りやめ、給水装置を適正に使用されたい。

イ 公有財産台帳の作成を適正に行うべきもの

農林総合研究センター（旧農業試験場）では、屋上緑化植物試験設備及び駐車場フェンスを設置している。

ところで、東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）第17条では、局長等は、公有財産について、公有財産台帳を整備し、変動のあった都度、補正しておかなければならないこととしている。

しかしながら、局の財産登録の処理状況を見たところ、監査日（平成18.10.25）現在、表6のとおり、旧農業試験場の屋上緑化植物試験設備及び駐車場フェンスについて、公有財産台帳の作成が行われていない状況が認められた。

局は、規則に基づき、公有財産台帳の作成を適正に行われたい。

（表6）旧農業試験場の屋上緑化植物試験設備等の状況

1	屋上緑化植物試験設備（緑化壁、案内板など）	
	設置年月日	平成15年3月20日
	取得金額	2,703万7,500円
2	駐車場フェンス	
	設置年月日	平成17年3月31日
	取得金額	161万7,000円

第 3 出資団体別監査結果